兵庫県公報

令和3年8月17日 火曜日 第 234 号

発行人兵庫県神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

告	示	^°ỳ`
○ 公印の新調((文書課)	1
○ 救急業務に関	し協力する旨の申出の撤回(医務課)	2
○ 救急病院の認	は (同)	2
○ 土地改良区役	:員の退任及び就任の届出(農地整備課)	2
○ 土地改良区役	:員の住所変更の届出(同)	3
○ 土地改良区の	定款の変更認可(同)	3
○ 知事許可漁業	の制限措置の内容等(水産課)	3
○同 上(同])	7
○同 上(同])	9
○同 上(同])	10
○同 上(同])	11
○同 上(同])	11
○同 上(同])	12
○同 上(同])	13
○同 上(同])	14
○同 上(同])	15
○同 上(同])	15
○同 上(同])	16
○同 上(同])	17
〇同 上(同])	18
○同 上(同])	18
○同 上(同])	19
○同 上(同])	19
○同 上(同])	20
○同 上(同])	22
Δ	· 告	
公 教古卦画法第	: 	23
○ 御川司 四伝先	900木分り次に座フト工事元(公口(米浦塔尔氏川)	۷٥

示

兵庫県告示第868号

次に掲げる公印を新調し、令和3年9月1日からその使用を開始する。 令和3年8月17日

告

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

新調公印の名称及び印影



兵庫県丹波県民局長印 (県民交流室)

兵庫県告示第869号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称 吉田アーデント病院

所 在 地 神戸市灘区原田通1丁目3番17号

撤回年月日 令和3年5月31日

兵庫県告示第870号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、新たに申出のあった1の医療機関及び申出(有効期限の更新)のあった2から4までの医療機関を救急病院と認定した。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 名 称 吉田アーデント病院

所 在 地 神戸市灘区灘北通5丁目9番1号

 2
 名
 称
 医療法人社団尚仁会 平島病院

 所
 在
 地
 三田市天神1丁目2番15号

4 名 称 医療法人社団一葉会 佐用共立病院

所 在 地 佐用郡佐用町佐用1111番地

兵庫県告示第871号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

南淡南部土地改良区

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

監事阿部計一南あわじ市阿万吹上町1246番地1

就任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理事渦 古章 二南あわじ市阿万塩屋町2025番地監事隣 山順子同 市阿万東町487番地

兵庫県告示第872号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の住所変更の届出があった。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

太市西部土地改良区

役員の区分 氏 名 旧住所 新住所

理 事 廣 瀬 勝 正 姫路市西脇1435番地 宍粟市波賀町皆木869番地16

八幡土地改良区

役員の区分 氏 名 旧住所 新住所

監事 森田一彦 豊岡市大谷787番地 豊岡市正法寺54番地の9

兵庫県告示第873号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
野上土地改良区	令和3年6月21日
八幡土地改良区	同 年7月12日

兵庫県告示第874号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営 む者の資 格
二見町 播磨町 東播磨	手繰第1種漁業沖廻手繰網漁業	別記1の4	周年	別記 2	5 ト 未満	1隻	定めなし

	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の5	10月20日から 翌年5月31日 まで				
仮屋 森	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の6	周年	同上	同上	同上	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の1及び2	2月5日から 7月15日まで	1			
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の7	周年				
北淡	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の8	同上	同上	同上	同上	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の3	3月1日から7 月15日まで				
		別記1の9	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の10	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の11	10月20日から 翌年4月30日 まで				
一宮町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の12	周年	同上	同上	同上	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				

V	F繰第2種漁業 いかなごぱっち 関漁業	別記1の9	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで	
	F繰第3種漁業 5こぎ網漁業	別記1の13	10月20日から 翌年5月31日 まで	
	F繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の14	10月20日から 翌年4月30日 まで	
船	その他の小型機 公底びき網漁業 反びき網漁業	別記1の15	4月1日から 12月31日まで	
		別記1の16	6月1日から 12月31日まで	

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月17日から同年9月17日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年3月31日までとする。
 - (2) 許可又は起業の認可に付する条件 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
二見町、播磨町、東播磨	別記3の3から5まで、8から11まで、14から16まで、18から20まで、22、24
仮屋、森	別記3の1、5、6、8から13まで、16、17、21、25
北淡	別記3の3、6から13まで、16、18から20まで、22、24
一宮町	別記3の2、6から13まで、16、17、23から25まで

別記1 操業区域

- (注)以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
 - 1 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市 泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延 長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から 1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
 - 2 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点(淡路市赤崎)から123度の線、同市津田の鼻突端から123度(マイルポスト見通線)の線の間にあって最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
 - 3 明石市古波止から197度の線、淡路市江埼灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾

磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮 時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。

- 4 明石市古波止と淡路市富島港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台 を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。た だし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 洲本市小路谷から淡路市松帆までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市小路谷から淡路市赤崎(北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒)までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 9 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江埼灯台中 心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心 点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海 岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 10 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防 波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神 鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 11 淡路市江井埼から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波 堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻 から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 12 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 13 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び4月1日から5月31日までの間の南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面、並びに淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 14 淡路市江井埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤 灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち同市明神鼻から 309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 15 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち淡路市江井埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 16 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち淡路市江井埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数 (漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年農林水産省令第153号) による改正前の漁船法施行規則 (昭和25年農林省令第95号) に基づいて算出した馬力数をいう。) 15馬力以下別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種 漁業いかなごぱっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 次のアとウとを結んだ直線とイとエとを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県海面(以下「鳴門海峡禁止海面」という。)並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
 - ア 南あわじ市丸山埼西端
 - イ 南あわじ市釣島鼻突端
 - ウ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
 - 工 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点
- 3 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。

- 4 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 7 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 8 たちうおを目的として操業してはならない。
- 9 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 10 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 11 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 13 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 14 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 15 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 16 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 17 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 18 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 19 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 20 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 21 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 22 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から	午前4時から	午前5時から	午前6時から
	午後7時まで	午後8時まで	午後7時まで	午後6時まで

23 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から	午前4時から	午前5時から	午前6時から
	午後7時まで	午後8時まで	午後7時まで	午後6時まで

- 24 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 25 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。

^^^^^

兵庫県告示第875号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
明石浦	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1の1	12月1日から翌年2月末日まで	別記2	5 トン 未満	10隻	別記3
坊勢	同上	別記1の2	12月1日から翌年3月31日まで	同上	同上	4隻	同上
一宮町	同上	別記1の3	12月16日から翌年4月30日まで	同上	同上	10隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、令和3年12月1日から令和4年11月30日までとする。
- ② 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
明石浦	別記4の1から9まで
坊勢	別記4の1、9
一宮町	別記4の1、7、9

別記1 操業区域

- 1 共第9号共同漁業権漁場の区域。ただし、水深20メートル以浅の区域及び共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。
- 2 共第68号から共第75号まで共同漁業権漁場
- 3 共第126号共同漁業権のうち江井港西防波堤上旧灯台跡(北緯34度28分12.769秒東経134度49分47.121秒) から真方位314度以南の区域

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号) による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令95号)に基づいて算出した馬力数をいう。)15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記4 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 沈子、前沈子を使用してはならない。
- 4 手木の高さは、60センチメートルを超えてはならない。
- 5 張木の長さは、7メートル未満でなければならない。
- 6 漁具を曳網する曳綱は1本を超えてはならない。
- 7 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 8 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 9 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

兵庫県告示第876号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法 第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の 数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
伊保 大塩町	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1の1	11月1日から翌年4月30日まで	別記 2	5トン 未満	3隻	別記3
的形	同上	別記1の2	同上	同上	同上	4隻	同上
八木	同上	別記1の3	同上	同上	同上	2隻	同上
大津	同上	別記1の4	同上	同上	同上	3隻	同上
赤穂市	同上	別記1の5	同上	同上	同上	10隻	同上

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年9月15日から同年10月16日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
伊保、大塩町	別記4の1から3まで
的形	同上
八木	同上
大津	同上
赤穂市	同上

別記1 操業区域

- 1 共第23号及び共第53号共同漁業権漁場
- 2 共第53号共同漁業権漁場
- 3 共第55号共同漁業権漁場
- 4 共第59号共同漁業権漁場
- 5 共第63、64、66号共同漁業権漁場

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令95号)に基づいて算出した馬力数をいう。)15馬力以下別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記4 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

兵庫県告示第877号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
網干	手繰第2種漁業なまここぎ網漁業	別記1の1	12月1日から翌年4月30日まで	別記2	5 トン 未満	4隻	別記 3
富島	同上	別記1の2	12月1日から翌年3月31日まで	同上	同上	5隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年12月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
網干	別記4の1から3まで
富島	同上

別記1 操業区域

- 1 共第60号共同漁業権漁場
- 2 共第118号共同漁業権漁場の区域のうち、最大高潮時海岸線から750メートル以内の区域

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数 (漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年農林水産省令第153号) による改正前の漁船法施行規則 (昭和25年農林省令95号) に基づいて算出した馬力数をいう。) 15馬力以下別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記4 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

兵庫県告示第878号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法 第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の 数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区			制限措置				
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
岩見	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1の1	11 月1日から 翌年4月30日 まで	別記2	5 トン 未満	4隻	別記 3
室津	同上	別記1の2	同上	同上	同上	10隻	同上
相生	同上	別記1の3	同上	同上	同上	7隻	同上

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年9月15日から同年10月16日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。
 - (2) 許可又は起業の認可に付する条件 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
岩見	別記4の1から3まで
室津	同上
相生	同上

別記1 操業区域

- 1 共第61号共同漁業権漁場の内、岩見漁港西防波堤基部から180度の線以東の海面
- 2 共第61号共同漁業権漁場の内、岩見漁港西防波堤基部から180度の線以西の海面
- 3 共第62号共同漁業権漁場

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数 (漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年農林水産省令第153号) による改正前の漁船法施行規則 (昭和25年農林省令95号) に基づいて算出した馬力数をいう。) 15馬力以下別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者 別記4 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

兵庫県告示第879号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法

第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。 令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置
 - (1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
淡路市東浦	いわし・いか なご船びき網 漁業	洲本市安平町平安 浦、淡路市里界から 淡路市松帆・野島江 崎界に至る海面。た だし、共同漁業権の 区域を除く。(注)	周年	別記 1	10トン 未満	2隻	定めなし

- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月17日から同年9月17日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。
 - ② 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記2に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記2 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備			
	火船1隻当たりの設備容量	1 統当たりの総設備容量		
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下		

兵庫県告示第880号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫

県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置						
	漁業種類	操業区域	'n	魚業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を 営む者 の資格
江井島 二見町 播磨町	たい、はま ち五智網 漁業	明石市古波止 から高砂市東 播磨港伊保灯	たい	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めな し
		台までの海面。 ただし、共同漁 業権の区域を 除く。(注)	はまち	9月15日から 11月20日まで				

- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月17日から同年9月17日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。
 - (2) 許可又は起業の認可に付する条件 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
江井島、二見町、播磨町	はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。

兵庫県告示第881号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

ſ	地区	制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機	総トン	隻数	漁業を
					関の馬	数		営む者
					力数			の資格
Г								

南あわじ	たい、あじ、	南あわじ市松帆慶野から同市門	周年	定めな	定めな	1隻	定めな
	かます五智	埼北端に至る海面。ただし、距		し	し		L
	網漁業	岸500メートル以内の海面及び					
		共同漁業権の区域を除く。(注)					

- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月17日から同年9月17日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年2月28日までとする。
 - (2) 許可又は起業の認可に付する条件 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
南あわじ	あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない。

兵庫県告示第882号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
二見町 播磨町 加古川市 高砂市	建網漁業	明石市江井島港瀬高港瀬高大田市江台と標本が路市上島市大田東が路市上島市との場所でいる。 一大田東が路市上島では、大田東が路が出まれた区域を発生が、大田東は、大田東は、大田東は、大田東は、大田東は、大田東は、大田東は、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月17日から同年9月17日まで
- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

兵庫県告示第883号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区			制限措置	置.			
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
兵庫	さ網漁業	神戸港第4突線線面 端より164度の線面。た だし、神戸港防波と に、神戸港防波 同防波場、同防波場の で引いた場場。 に、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	3	定めなし

- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年9月15日から同年10月16日まで
- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和6年3月31日までとする。

兵庫県告示第884号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
西浦	さわら流 網漁業	別記1	4月20日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年8月17日から同年9月17日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の目から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
西浦	別記2の1から3まで

別記1 操業区域

淡路市尾崎から南あわじ市津井に至る海面。ただし、アとイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面 及び共同漁業権の区域を除く。(注)

- ア 姫路市上島
- イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点
- ウ 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点
- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 条件

- 1 4月から8月に至る間は、午前5時から午後6時まで、9月から11月に至る間は、午前5時から午後5時まで操業してはならない。
- 2 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。
- 3 投網、揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。

兵庫県告示第885号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
五色町 B	ひら流網 漁業	別記	12月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	13隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、令和3年12月1日から令和6年3月30日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 使用する網の目合いは109ミリメートル以上とする。
 - イ 午前0時から午後5時までは操業してはならない。
 - ウ 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。
 - エ 投網、揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。

別記 操業区域

洲本市五色町海面。ただし、アとイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を 除く。(注)

- ア 姫路市上島
- イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点
- ウ 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点
- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

兵庫県告示第886号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
江井ヶ島	ひき縄漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
魚住	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月17日から同年9月17日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和3年12月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- (注)以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により 漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 1 神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

兵庫県告示第887号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
相生 赤穂	ひき縄漁業	相生市及び赤穂市地 先海面。ただし、共 同漁業権の区域を除 く。(注)	5月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	10隻	定めなし

- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月17日から同年9月17日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

兵庫県告示第888号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
洲本 津名 東浦	ひき縄漁業	洲本市から淡路市松 帆に至る海面。ただ し、共同漁業権の区 域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	3隻	定めなし

(注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月17日から同年9月17日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

② 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

兵庫県告示第889号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第12号に掲げるたこつば漁業につき、その許可又 は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき 期間を次のように定める。

^^^^^

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
東二見	まだこ・いいだこ つぼ漁業	明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月17日から同年9月17日まで
- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和3年12月31日までとする。

兵庫県告示第890号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格

1	1	•	•	1		•	ı	•	
	兵庫	なまこ潜水器	別記1	11月1日から	定めなし	定めなし	1隻	別記2	
		漁業		翌年4月30日					
				まで					

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年9月15日から同年10月16日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
 - イ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。
 - ウ 下記潜水士以外の者を潜水させてはならない。

潜水士名	
------	--

別記1 操業区域

次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。

- A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端
- B Aから220度490メートルの点
- ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界
- イ アから159度1,000メートルの点
- ウ Bから139度885メートルの点
- エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

兵庫県告示第891号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は 起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期 間を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置
 - (1) なまこ・さざえ潜水器漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
明石	なまこ・さざえ 潜水器漁業	別記1の1	12月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	5隻	別記 2

(2) なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ潜水器漁業

地区		制限措置							
	漁業種類	操業区域	魚種	漁業時期	推進機 関の馬 力数	総トン数	隻数	漁業を 営む者 の資格	
神戸	なまこ・うち むらさき・あ わび・さざえ 潜水器漁業	別記1の2	なまこ、 あわび、 さざえ	12月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	3隻	別記2	
			うちむら さき	12月1日から翌年5月31日まで					
神戸西	同上	別記1の3	なまこ、 あわび、 さざえ	12月1日から翌年4月30日まで	同上	同上	2隻	同上	
			うちむら さき	12月1日から 翌年5月31日 まで					

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、令和3年12月1日から令和4年11月30日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
明石	別記3の1
神戸	別記3の2
神戸西	同上

別記1 操業区域

- 1 共第9号共同漁業権漁場の区域(水深20メートル以浅の区域に限る。)。ただし、共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。
- 2 共第2号共同漁業権漁場の区域及び次のア、イ、ウ及び工を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。
 - A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端
 - B Aから220度490メートルの点
 - ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界
 - イ アから159度1,000メートルの点
 - ウ Bから139度885メートルの点
 - エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点
- 3 共第2号共同漁業権漁場の区域

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記3 条件

- 1 ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
 - イ なまこ、さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。
 - ウ 潜水士は1名とし、下記潜水士以外の者を潜水させてはならない。

潜水士名

- 2 ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
 - イ なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。
 - ウ 下記潜水士以外の者を潜水させてはならない。

潜水士名	
------	--

兵庫県告示第892号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起 業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間 を次のように定める。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置
 - (1) いかかご漁業

地区		制限措置					
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
二見町	いかかご 漁業	別記1の1	4月15日から 7月10日まで	定めなし	定めなし	1隻	別記2
		別記1の2	5月10日から 7月31日まで				

(2) かさご・めばるかご漁業

地	区	制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫趾	路	かさご・めばるかご 漁業	別記1の3	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月17日から同年9月17日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の目から令和5年3月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件

姫路	ア	かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならない。
	イ	かご数は50個以内でなければならない。

別記1 操業区域

- 1 明石市二見町から姫路市大塩町までの海面
- 2 共第24号共同漁業権漁場(鹿ノ瀬)の区域
- 3 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年8月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 高砂市曽根町字松東749番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 高砂市阿弥陀町魚橋1016番地の1 有限会社大成住建 代表取締役 段 畑 幸 彦
- 3 許可年月日及び許可番号

令和3年3月19日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-34号(2高砂)